

女性運転者用休憩施設等整備助成金交付要綱

令和5年4月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、貨物自動車運送事業者が、女性運転者のために休憩施設等(以下「施設等」という)を増改築した場合、その費用を一部助成することにより、女性運転者が働きやすい職場づくりの推進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、女性運転者のために施設等を増改築する貨物自動車運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)とする。

(助成対象事業及び助成金額)

第3条 助成対象となる事業及び助成金額は、次に示すものとする。

(1) 対象事業

女性運転者の休憩室、更衣室、トイレを増改築した工事費のうち宮ト協が認めたもの。

(2) 助成金額

工事費(消費税を除く)の2分の1の額とする。ただし、1事業者30万円を限度とする。

(助成金交付の申請)

第4条 事業者は、令和6年度に前条にある施設等を増改築する場合、様式1「女性運転者用休憩施設等整備助成金交付申請書」により助成金交付の申請をする。【事前申請】

受付期間は、令和6年4月1日から令和7年2月2日まで(予算額に達した場合はその時点で受付終了)とする。

(助成金交付の決定)

第5条 宮ト協は、前条による助成金交付の申請があつた場合、速やかにその内容を審査し、助成金交付すべきものと認めた時は、様式2「女性運転者用休憩施設等整備助成金交付決定通知書」により助成金交付の通知をする。

なお、宮ト協は、通知に際して必要な条件を付すことができる。

(実績の報告及び助成金交付の請求)

第6条 事業者は、施設等の増改築が完了した時は、令和7年2月28日までに、様式3「女性運転者用休憩施設等整備助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により実績の報告及び助成金交付の請求をする。

【実績報告】

(助成金の交付)

第7条 宮ト協は、前条による助成金交付の請求があつた場合、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めた時は、事業者に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第8条 交付決定後に申請内容の変更もしくは取下げる場合、様式4「女性運転者用休憩施設等整備助成申請[変更・取下]届出書」を提出し、様式5「女性運転者用休憩施設等整備助成申請[変更・取下]承認通知書」により承認を得るものとする。

(助成金の返還)

第9条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則と

して、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(報告の義務)

第10条 助成金交付を受けた事業者は、宮ト協からの求めがあった場合(調査等)、所定の報告を行わなければならない。

(その他の必要な事項)

第11条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和6年4月1日から施行する。